

社会福祉法人 嬉野町社会事業助成会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、働きやすい職場環境を整備し、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日

2. 内容

目標1：職員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知を行う。

<対策>

●令和2年4月～

- ・妊娠中及び育児休業中に定期的にヒアリングを行い、育児休業制度に関する情報等を提供し、相談体制の整備に取り組む。

●令和2年4月～

- ・男性職員が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備に取り組む。